



防災用自家発電設備に対する消防法及び建築基準法による規制について（その2）

12月号では、防災用自家発電設備に対する消防法、建築基準法による保安規制に関し、設備の技術基準、設置基準、届出、検査及び点検ごとに比較対照することで、義務づけられている規制事項を紹介しました。

1月号では、防災用自家発電設備に対する消防法と建築基準法の保安規制についての相違点、規制関係等について解説します。

- ・ 非常電源……………消防法により常用電源が停電した場合に備え、特定の消防用設備等（屋内消火栓設備スプリンクラー等）に設置が義務づけられている電源（自家発電設備、蓄電池設備又は非常電源専用受電設備）をいう。
- ・ 予備電源……………建築基準法により常用電源が停電した場合に備え、特定の建築設備（排煙設備、非常用の照明装置等）に設置が義務づけられている電源（自家用発電装置又は蓄電池設備）をいう。
- ・ 防災用自家発電設備…「非常電源」及び「予備電源」の総称を「防災電源」といい、防災電源として設置される自家発電設備を「防災用自家発電設備」という。

生徒

消防法と建築基準法による防災用自家発電設備の保安規制を比較対照した表（注1）が先月号に掲載されていましたが、消防法は建築基準法よりも個々の保安規制において詳細な基準が設けられ、関係する届出も多岐にわたっています。

消防法、建築基準法とも防災上の観点から防災用自家発電設備の設置を義務づけていますが、個々の保安規制において何故このような違いがあるのですか。

注1.「表1 消防法、建築基準法による防災用自家発電設備に対する保安規制」

先生

防災とは「災害を未然に防ぐために行われる取り組み」で、その対象は広範囲にわたります。消防法は防災の一つである火災予防を目的とした法律で、特定の建築物（消防法では「防火対象物」という。）に消防用設備や非常電源の設置とともに、設置先の消防関係者にはこれらが適正に設置、維持されていることの確認を義務づけています。

そのために、消防法では消防用設備や非常電源の設置、維持に関し、詳細な基準（設備の構造・性能、設置場所、点検等）と届出事項が定められています。

一方、建築基準法は建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めているため、消防法と同じように防災上の観点から特定の建築物に対して、防災用の建築設備や予備電源の設置を義務づけています。

しかし、消防法よりも広い範囲を規制対象とする建築基準法では、建築物の構造や建築設備に対しては具体的基準を定めていますが、建築設備の予備電源になると、設置に係る基準として運転時間以外の設備の構造・性能、設置場所及び設置条件等の基準は定められていません。

生徒

予備電源として設置される自家発電設備の構造・性能について、どのように取り扱えば良いのですか。

先生

「建築設備設計・施工上の運用指針 2013年版」(編集:日本建築行政会議 発行:一般社団法人日本建築設備・昇降機センター)において、次のとおり取り扱うこととされています。

「建築設備設計・施工上の運用指針 2013年版」の一部抜粋

第6章 予備電源・制御監視設備

6-1 (省略)

6-2 予備電源の構造基準の取り扱いについて

予備電源として設置される自家用発電装置(※)や蓄電池設備の具体的な機能及び構造については、現在のところ国土交通省告示等でその基準が定められていない。

※ 自家用発電装置とは、建築基準法上の自家発電設備の呼び方です。

消防法で規定する消防用設備の非常電源は、消防庁告示等でその構造及び性能の基準が定められている。

そのため、表6-2の消防法の非常電源のうち自家発電設備と蓄電池設備を、建築基準法の予備電源の自家用発電装置と蓄電池設備の構造基準を満たしていると、取り扱うことができる。

表6-2 建築基準法と消防法の比較表

建築基準法	消防法	昭和48年消防庁告示
予備電源	非常電源	—
自家用発電装置	自家発電設備	第1号
蓄電池設備	蓄電池設備	第2号

この運用指針において、予備電源として設置される自家用発電装置又は蓄電池設備の取り扱いについては、その構造及び性能が昭和48年消防庁告示で定める非常電源の基準(告示第1号又は2号)に適合することにより、建築基準法上の予備電源の構造及び性能を満たしているものとされている。

生徒

建築基準法上、予備電源の設置基準(設置場所、設置条件等)も定められていませんが、どのように取り扱えば良いのですか。

先生

予備電源として設置される自家発電設備は、予備電源単独としてよりも非常電源と兼用し設置されるケースが多いです。

したがって、予備電源として設置される自家発電設備の設置基準は、消防法令による自家発電設備の設置基準(注2、注3)に準拠し、取り扱われるものと解釈できます。

注2.(屋内消火栓設備に関する基準の細目) 消防法施行規則第12条第4項

注3.(非常電源(自家発電設備)試験基準) 平成14年消防予第282号